

交野市交際費の支出基準等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、交野市交際費（以下「交際費」という。）の公正かつ適正な執行を期するため、交際費の支出のあり方について、必要な事項を定めるものとする。

(交際費)

第2条 交際費とは、市長その他の執行機関が、市を代表して、行政の円滑な運営を図るため外部との交際に、特に必要と認める場合に、予算の範囲内で支出する経費をいう。

(支出の相手方)

第3条 支出の相手方は、市政と直接かつ密接な関係にある個人または団体並びに市長その他の執行機関が、その行政執行のために必要な関係にある個人または団体とする。

(支出基準)

第4条 交際費の支出項目、支出内容、支出金額は、次のとおりとする。

支出項目	支出内容	支出金額
慶 祝	慶事、祝賀会及び記念式典におけるお祝いにかかる費用（例 各地区のお祭りに係るお祝い）	1件2万円を限度とする
弔 慰	葬儀における香典、供花、柩等（行旅死亡人に係る費用を含む）に係る費用。（範囲は別表に定める）	香典1件1万円とし、供花、柩等は実費分とする
見舞い	傷病、災害、事故等の見舞いに係る費用。なお、傷病に対する見舞いについては、2週間以上の入院療養が必要な場合に限るものとし、年度内に同じ症状による傷病のため再入院した際の見舞いは行わないものとする。また、災害、事故等は、その都度状況に応じて対応する。	1件2万円を限度とする
会 費	総会、懇談会等各種会議への出席に係る費用。	会費等の明示がある場合はその金額とし、明示のない場合は1万円を限度とする
その他	上記以外で、特に交際上支出する必要があると認められる費用（例 名刺代、標語パネルなど）	実費分

2 支出金額については、原則、前項に定めるとおりとするものの、地域の慣習等、特別な理由により、前項で定める金額により難い事情がある場合には、課長と協議の上、金額を調整できるものとする。

3 第1項に定めるもの以外で、市協力者に対して謝意を表す場合等、交際上特に支出する必要があると判断される場合については、その都度、課長と協議の上、支出できるものとする。

(支出できないもの)

第5条 第3条に定める交際費の支出の相手方であっても、次の各号に定めるものに関しては、支出してはならないものとする。

- (1) 懇親会
- (2) 歓送迎会
- (3) 打ち上げ
- (4) 忘年会
- (5) 結婚祝い
- (6) 政治資金規正法の適用を受ける会合

2 前項各号に定めるもののほか、第2条に定める交際費の趣旨を損なうもの、或いは社会通念上儀礼の範囲を逸脱するものに関しては、支出してはならないものとする。

(交際費の見直し等)

第6条 交際費支出の内容や支出額が社会通念上儀礼の範囲を逸脱することなく、また、社会経済状況等の変化を十分考慮した上で、この内規の適正な運用に努め、必要に応じて見直し等の措置を講じるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成27年4月1日から適用する。

(交野市交際費支出基準内部規程の廃止)

2 交野市交際費支出基準内部規程は、廃止する。

別表（慶弔対応表）

現 職					
区 分	弔文 弔旗	本人		配偶者及び血族一親等	
		参列	備考	参列	備考
有功者	○	○	供花・香料	○	
本市を選挙区とする国会議員	○	○	供花・香料	○	
本市を選挙区とする府議会議員	○	○	供花・香料	○	
市議会議員	○	○	供花・香料	○	
他の公職（市議会議員以外）	○	○	香料	○	
他市町村長（北河内6市）	○	○		○	
他市町村長（上記以外）		○	弔文のみ	○	弔文のみ
他市町村副市長（北河内6市）	○	○		○	
他市町村副市長（上記以外）		○	弔文のみ	○	弔文のみ
本市職員	○	○		○	
本市小中学校 校長・教頭	○	○		○	
各種団体等 役職者 <u>（役職の経験者で現在は委員として現職のものを含む）</u>	○	○		○	

元 職					
区 分	本人			配偶者及び血族一親等	
	参列	弔文・弔旗	備考	参列	弔文・弔旗
本市を選挙区とする国会議員	○	○		○	○
本市を選挙区とする府議会議員	○	○		○	○
市議会議員	○	○		○	○
他の公職（市議会議員以外）	○	○		○	○
他市町村長（北河内6市）	○	○		○	弔文のみ
他市町村長（上記以外）	○	弔文のみ			弔文のみ
他市町村副市長（北河内6市）	○	○		○	弔文のみ
他市町村副市長（上記以外）	○	弔文のみ			弔文のみ
本市職員	○	○		○	弔文のみ
本市小中学校 校長・教頭	○	○			弔文のみ
各種団体等の 役職経験者	○	○		○	弔文のみ

※見舞いに関しては、現元職に関わらず、本人のみ対象とする。

※弔辞の取扱に関しては、別途定める。